

自然災害に対する事前対策として、 BCPに基づく移転を支援します！

中小企業庁

日本政策金融公庫(国民生活事業および中小企業事業)のBCP融資が拡充されます！

拡充のポイント

自らが作成した事業継続計画（BCP）に基づき、施設・設備などを整備する場合であって、かつ**防災関係の法令上、津波・水害・土砂災害等の危険性が想定される地域から当該地域外に移転する際には、必要となる土地の取得資金について特別利率を適用することができます。**

【移転元】

①～③のいずれかの地域

①津波に係る地域

(南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震に伴う津波等)

移転

②水害に係る地域

(洪水、雨水出水、高潮)

移転

③土砂災害に係る地域

移転

【移転先】

①～③のいずれにも
あたらない地域

BCPとは

企業が、大地震等の自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画のこと。

対象となる地域は以下の方法で確認できます！

南海トラフ地震に係る地域※1

→内閣府防災HP「南海トラフ地震対策」
<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>
上記のページから、南海トラフ地震に係る地域指定
の「市町村一覧」をご覧ください。

※1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定されている地域

日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震に係る地域※2

→内閣府防災HP「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策」
<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>
上記のページから日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策
推進基本計画「別表」をご覧ください。

※2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第1項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（平成18年3月中央防災会議決定）の「別表（第3章第1節関連）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域」として指定されている地域

水害に係る地域※3

→水防法に基づく洪水、雨水出水、高潮について、
それぞれ最寄りの都道府県、市町村HPから
ご確認ください。

※3 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づき「洪水浸水想定区域」として、同法第14条の2第1項の規定に基づき「雨水出水浸水想定区域」として、又は同法第14条の3第1項の規定に基づき「高潮浸水想定区域」として指定されている地域

土砂災害に係る地域※4

→土砂災害防止法に基づく特別警戒区域について、
最寄りの都道府県HPからご確認ください。

※4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき「土砂災害特別警戒区域」として指定されている地域



問い合わせ先は？

BCP融資の相談

最寄りの日本政策金融公庫各支店 または
日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

BCP作成の相談

- 最寄りの商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 等
- 中小企業庁HPで、作成のひな形を掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>